

## 稲沢市祖父江町体育館等の指定管理者候補者の選定結果について

### 1 施設の名称

稲沢市祖父江町体育館等

(稲沢市祖父江町体育館、稲沢市祖父江老人福祉センターいちょう館)

### 2 申請団体数

1団体

### 3 選定方法

- (1) 当該団体から提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、施設所管課による第1次審査(書類審査)の後、稲沢市文化教育施設指定管理者候補者選定委員会において、当該団体が指定管理者として適当かどうか、選定審査基準に基づく審査を行い、選定した。
- (2) 今回の選定にあたっては、次の理由から非公募とし、特定非営利活動法人祖父江地区体育振興会連絡協議会に限定して審査を行った。
  - ア 特定非営利活動法人祖父江地区体育振興会連絡協議会は、市が100%出資する公共的団体として平成20年度に設立されて以来、市の公の施設の管理を安全、円滑に行ってきた実績があること。
  - イ 特定非営利活動法人祖父江地区体育振興会連絡協議会は、経費節減のため、管理運営に支障がない範囲で最大限臨時職員対応をしていること。

### 4 選定審査基準

- (1) 審査配点表(選定委員会委員1人あたり)

審査項目		得点(上限)
1 利用者の平等な利用を確保することができるものであるか (平等利用の確保)	利用者の平等な利用の確保	10点
	利用者に対するサービスの向上	30点
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか (施設の効用発揮)		40点
3 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (管理経費の縮減)		20点 ※下記計算式により算出
4 施設管理を安定して行う物的・人的能力を有していること (安定経営能力)	施設の適切な維持管理	20点
	経営の健全性	20点
合計		140点

※「管理経費の縮減」は、次の式により算出する。

$$\text{評価点} = (\text{指定管理料算定参考額} - \text{提案額}) \div \text{指定管理料算定参考額} \times 100 + 5$$

- ・提案額が指定管理料算定参考額と同額であれば5点とし、指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加点し、1%増加するごとに1点減点する（上限10点、下限0点）。
- ・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。
- ・算出結果が「評価点>配点」の場合は、「評価点=配点」とする。

〔経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか〕

採点基準

5点… 経費が3%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している。

4点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが大きく向上している。

3点… 経費が1%以上縮減され、利用サービスが向上している。

2点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスは向上している。

1点… 経費の縮減は認められないが、利用サービスはやや向上している。

0点… 経費の縮減は認められず、利用サービスは向上していない。

(2) 選定条件について

選定委員会委員1人の採点上限を140点とし、出席委員の得点数の合計が、総得点数（700点）の6割（420点）未満の場合は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。

## 5 選定結果

申請団体		特定非営利活動法人 祖父江地区体育振興会連絡協議会
審査項目		
1 平等利用の 確保	利用者の平等な 利用の確保	43点
	利用者に対する サービスの向上	116点
2 施設の効用発揮		162点
3 管理経費の縮減		47点
4 安定経営 能力	施設の適切な 維持管理	83点
	経営の健全性	88点
合計〔700点〕		539点

選 定 理 由	<p>提出された申請書類（事業計画書、収支計算書等）の内容について、当該団体から説明を受け、質疑を行い、審査項目に沿って採点する方法で選定審査を行った。その結果、得点数合計が配点の6割（420点）を上回り、選定条件を満たした。</p> <p>また、当該団体は、今日まで当該施設を指定管理者として適切に管理してきた実績があり、今後も引き続き安定かつ適正な業務の遂行が期待できること、総合型地域スポーツクラブの活動推進に積極的に取り組んでいること、各種事業の提案内容から利用者の拡大とサービス向上が期待できることを評価し、候補者として選定したものの。</p>
---------	---

## 6 指定管理者候補者

団体の名称：特定非営利活動法人祖父江地区体育振興会連絡協議会

所在地：稲沢市祖父江町山崎下枇486番地1

## 7 選定委員会委員

富岡 徹	大学教授
浅井 順一	税理士
田中 良志	稲沢市総合政策部秘書政策課長
佐藤 雅之	稲沢市教育委員会生涯学習課長
江頭 弘幸	稲沢市教育委員会スポーツ課長

## 8 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 9 選定の経過

- 募集要項等の配布 令和5年7月12日から7月26日まで
- 申請書類の受付 令和5年8月17日から8月31日まで
- 第1次審査（書類審査） 令和5年9月1日から9月14日まで
- 指定管理者候補者選定委員会 令和5年9月22日